

震災、暴風雨被害に関する診療報酬等の請求の取扱いについて

1 診療（調剤）報酬明細書等に係る記載等については下記のとおりとなります。

保険医療機関の方（医科）	1	医科フロー	参照のこと
保険医療機関の方（歯科）	2	歯科フロー	参照のこと
保険薬局の方（調剤）	3	調剤フロー	参照のこと
指定訪問看護事業者	4	訪問看護フロー	参照のこと

2 保険者番号の記載について

患者から住所等が確認できた場合は、可能な限り記載願います。

保険者の特定ができない場合で、住所等を患者に確認ができていない場合は、その住所等を明細書欄外上部に記載願います。

3 編綴方法

猶予措置の対象となったレセプト（請求事例1又は3のパターン①）、もしくは猶予措置の対象となったレセプトと猶予措置の対象とならなかったレセプトの2枚一組で作成されたもの（請求事例1又は3のパターン③）、また、猶予措置の対象とそれ以外に分けることが困難なレセプト（請求事例1又は3のパターン②）について（以下、「猶予措置の対象となったレセプト等」という。）は、通常の請求とは診療（調剤）報酬請求書を分けて、別で編綴を願います。

なお、編綴方法については別紙1をご参照ください。

4 診療（調剤）報酬請求書の記載について

猶予措置の対象となったレセプト等に付けていただく診療（調剤）報酬請求書については、上部余白に赤色で「災」と記載願います。

なお、詳細につきましては「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」（平成25年1月24日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）を御参照ください。

問い合わせ先 業務第一部管理課管理係 電話 043-254-7183
--